

限度額適用認定証について

限度額適用認定証（70歳未満の方）

医療費の支払いについて、事前に『限度額適用認定証』の申請をして交付された認定証を入退院窓口にご提示頂くことにより病院に支払う医療費が高額となる時、高額療養費の自己負担限度額までとする制度です。

使用許可は申請された月の初日までさかのぼり許可が出ます。入退院窓口へ掲示がなければ適応にはなりませんのでご注意ください。

マイナンバーカードをお持ちの方はご提示頂ければ手続きは不要です。

お持ちでない方も入院時にオンライン資格確認に同意して頂いていれば申請は不要です。ご不明な点などございましたら入退院窓口までお越し下さい。

限度額証はご提示された月から適用致します。入院後に申請された方は翌月の6日頃までに入退院窓口へご提示をお願い致します。

手術を受ける方は医療費が高額になりますので申請して下さい

精算後の限度額証の提示に関してはご対応致しかねますので、事前にご相談下さい。

〈高額療養費について〉

- ・月暦ごと（月の1日から末日）の計算。
- ・病院ごとに別計算、同じ病院でも入院・外来は別計算。
- ・食事負担額、差額ベッド代などの費用は高額療養費の対象になりません
- ・以下の所得区分に応じた自己負担限度額（ア～オ）が設定され、それを超えた分が高額療養費として算出されます。

区分	標準報酬月額	自己負担限度額
ア	83万円以上	270,300円+(医療費-901,000円)×1%
イ	53～79万円未満	179,100円+(医療費-597,000円)×1%
ウ	28～50万円未満	85,800円+(医療費-286,000円)×1%
エ	26万円未満	61,500円
オ	住民税非課税	36,900円

〈申請手続き窓口〉

国民健康保険 → お住まいの市区町村役場

健康保険組合 → 健康保険証に記載されている保険者

協会けんぽ → 全国健康保険協会都道府県支部

（申請時の必要書類については、各保険組合にご確認下さい）

社会医療法人社団 堀ノ内病院 医事課 令和8年8月1日更新